

# 事務所通信 リソース

4月号 VOL. 46

## 税理士法人 中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL : 0166-25-4131 0166-23-0010

FAX : 0166-25-4132 0166-23-7543

URL : <http://csk-i.com/>

E-mail : [cyuou@csk-i.com](mailto:cyuou@csk-i.com)



いつもお世話になります。

一昔前は相手のご機嫌伺いに「おかげさまで」と答えたものでした。「おかげさま(御陰様)」の「かげ(陰)」とは他人からの力添えや恩恵、または神仏やご先祖様の助けのことだそうです。良いことはもちろん、身に起こることすべてに「おかげさま」という気持ちで過ごしたいものですね。

### 【所得税」と固定資産税」が軽減されます】

地震で住宅が倒壊すれば居住者に危険がおよびます。さらに、倒壊した建物は近隣住民の避難の妨げにもなり、被害を拡大させる危険性があります。そこで、災害に強いまちづくりを推進するために、一定の条件を満たした耐震改修には「所得税」と「固定資産税」の減額措置が設けられています。まず所得税の減税措置については、標準的な工事費用相当額の10%（最高25万円）を所得税額から控除することができます。ただし、補助金などの交付を受ける場合には、その額を差し引いた金額となります。主な要件は、昭和五十六年五月三十一日以前に着工されたもので、現在の耐震基準に適合しない住宅であること。また、居住する住宅を個人が平成二十九年十二月三十一日までに耐震改修した場合などになります。

次に固定資産税の減額措置についてですが、改修工事が完了した年の翌年度から一年間、限り、120平米相当部分までの固定資産税が2分の1に減額されます。なお、120平米を超える部分は減額されません。主な要件は、昭和五十七年一月一日以前から所在していた住宅を、平成二十七年十二月三十一日までに現在の耐震基準に適合するよう耐震改修すること。また、耐震改修の費用が50万円を超えていることなどになります。なお、これらの税制優遇を受けるためには、必要書類をそろえて申告する必要があります。



### 【懐かしい香りのする新しいグッズ】

『読書記録しおり ワタシ文庫』は図書館の貸し出しカードを再現したしおりです。本に挟んでしおりとして使い、読み終わったら書名や簡単な感想を書き込みます。

専用ポケットを手帳に貼り付けて収納すれば失くす心配もありません。電子書籍が普及しスマホのアプリでリーディングログを作成する時代ですが、しおりに手書きというアナログな作業により勉学の基礎である「読み書き」を実感できます。学校の図書室へのノスタルジーが大人たちの心を捉えているようです。



## 【プラス思考が成功の邪魔をする？】

目標の達成や夢の実現にはプラス思考が大切だと言われます。成功するためには「成功したイメージを思い描きましょう」とも言われます。物事をポジティブに捉え、明るい未来をイメージするのはよいことだと思いますが、そのプラス思考が成功の足かせになっていたら…。ある実験をご紹介します。

心理学者のリチャード・ワイズマン博士は、やる気を高める心理について大規模な調査を行いました。対象者は目標や夢の実現を目指す世界中の人たち 5000 人以上。就職、ダイエット、結婚など各々が目標を掲げ、調査を開始した当初は大半の人が自分の成功を確信していたようです。ところが最終的に目標を達成した人はわずか 10% でした。目標達成に向けて「効果があった」と報告された方法で多かったのは、「段階的に着実な計画を立てる」「目標を人に話す」「成功した場合に起こる相乗効果を考える」でしたが、興味深いのは「効果がなかった」とされた5つの行動です。

1. 成功した人物を思い浮かべてやる気を起こす
  2. 失敗した場合に起きる嫌なことを考える
  3. 目標達成を邪魔するマイナス要因を頭からしめ出す
  4. 意志の力に頼る
  5. 成功者になった素晴らしい自分を思い描く
- つまり、プラス思考だけでは物事は改善しないし、成功した自分を思い描いても成功しない。それどころか逆効果だというわけです。成功者を思い浮かべ、成功した自分の姿をイメージしてきた経営者にはショッキングな調査結果でしょう。イメージトレーニングの効果はスポーツ選手などが証明していますが、今のイメージは「成功した自分を思い描く」より「失敗したときにどう対処するか」により重きを置いているようです。理想は高く、けれど「失敗した場合に起きる嫌なこと」を直視して、さらに次の克服法を具体的に考える。これがワイズマン博士からの目標達成に向けたアドバイスです。



## ワインが水になる

中央総合会計 代表税理士 井内 敏樹

あんなに多かった雪もすっかり力をなくし、春を感じられる旭川となりました。

個人の所得税確定申告が終了しました。

さて日本は、納税者自らが税額を確定させ自ら納付するという申告納税制度を採っています。税が個人財産の国家への強制的移転と考えるなら、わざわざ取り上げられる財産を計算し差し出す制度ということとなります。しかし、国家は自らがより良い活動を行うために国民が構成員(会員)となって設立された組織と考えることができます。そうすると組織の決めたルールにより民主的な選挙によって選出された代表によって税額の計算方法、使途が決めることとなります。その意味では“税”は取り上げられるものではなく自ら払う会費ということになり、申告納税制度とはそういう趣旨の考え方に立つのでしょうか。国家の構成員である私達国民はもう少し税の徴収のあり方、使い道について意識を向け政治に関わらなければならないのだと思います。

村の祭りのため大きな樽にワインを村人一人一人が持ち寄ろうと決めて、いざ飲みはじめたら水になっていたという話があります。自分一人ぐらいワインでなく水であっても気づかれないであろうと村人全員が考えた結果でした。祭りの内容を皆で決め、納得できるものであるならワインが水になることはないでしょう。

いや、とびきり上等のワインになり祭りを楽しむことでしょ。



確定申告は国のあり方を考えてみる良い機会だと思います。今一度ご自身の申告書を確認してみたいかがでしょうか(本年より震災復興のための税額が課税されています)

ご不明な点があれば当事務所にお問い合わせください。